

第65回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社サンゲツ 証券コード:8130

日時 2017年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

会場 名古屋市西区幅下一丁目4番1号
当社本館6階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)
5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)
に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬決定の件

Joy of Design

私たちは、新しい空間を創りだす人々にデザインするよろこびを提供します。

サンゲツは2016年4月1日に、新しいブランド理念を発表しました。
私たちはこれからも、このブランドステートメントに込めた想いと共に、
インテリアのトータルデザインを提案していきます。

目次

第65回定時株主総会招集ご通知	3	事業報告	
議決権行使等についてのご案内	4	企業集団の現況	16
株主総会参考書類		会社の現況	26
第1号議案 剰余金の処分の件	6	連結計算書類	
第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。)		連結貸借対照表	40
5名選任の件	7	連結損益計算書	41
第3号議案 監査等委員である取締役5名 選任の件	10	連結株主資本等変動計算書	42
第4号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。)		計算書類	
に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	13	貸借対照表	44
		損益計算書	45
		株主資本等変動計算書	46
		監査報告	
		連結計算書類に係る会計監査報告	48
		計算書類に係る会計監査報告	49
		監査等委員会の監査報告	50
		ご参考	
		株主メモ	52
		TOPICS	53
		「株主さま向け会社説明会および ショールーム見学会」開催のご案内	54
		株主総会会場ご案内	

株主の皆さまへ

更なる企業価値向上を目指し、たゆまぬ改革を

株主の皆さまには平素は格別のご支援、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、株式会社サンゲツの第65回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2014年6月に“中期経営計画（2014-2016）Next Stage Plan G”を発表して以来、3年間の取り組みを通じて、社員が経営を担う事業基盤の整備や、成長に向けた事業戦略の再構築を実行してまいりました。この最終年度である2016年度は、まさに「強靱で成長力のある企業」への成長戦略を明確にした年です。4月には新しいブランド理念“Joy of Design”を発表し、これまでの歴史や企業理念を発展的に継承した、新しいサンゲツのあり方を表現しました。さらに、国内では物流拠点の新設・統廃合や、地方型ショールームの新設、商品の有力調達先への出資など、バリューチェーン全体を通じた事業体制の強化を図るとともに、海外においては、山月堂（上海）装饰有限公司設立やKoroseal社（米国）の買収など、海外市場への展開を強化しました。

この結果、2016年度の当社グループの連結業績は売上高1,356億4千万円、当期純利益65億7千万円となりました。本中期経営計画で掲げた定量目標である売上高1,400億円、当期純利益63億円のうち、売上高は未達となりましたが、当期純利益は目標を達成し、売上高、当期純利益ともに過去最高となりました。

株主の皆さまへの利益還元といたしまして、期末配当につきましては1株あたり27円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当（1株あたり25円）と合わせまして、当期の年間配当金は前期より5円増額の1株あたり52円50銭となります。なお、中期経営計画における資本政策では、「2014年度から2016年度までの連結総還元性向を平均100%以上とする」としていましたが、期末配当をご承認いただいた場合、3年間の連結総還元性向の平均は157.4%となる予定です。



私たちはこれからも、“デザインするよろこび”をお届けし、人々の豊かな暮らしや社会に貢献する企業として、さらに次の中期経営計画での成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2017年6月

代表取締役 社長執行役員 **安田 正介**

株式会社 サンゲツ

代表取締役 社長執行役員 安田 正介

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、4～5頁のご案内に従って、**2017年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1 日 時	2017年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
2 場 所	名古屋市西区幅下一丁目4番1号 当社本館6階ホール	
3 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第65期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第65期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
- ・招集通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<http://www.sangetsu.co.jp/>）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2017年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 名古屋市西区幅下一丁目4番1号 当社本館6階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2017年6月22日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2017年6月22日(木曜日) 午後5時30分受付分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネット等による行使方法のご案内については次頁をご参照ください

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2017年6月22日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）
 - ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれますと、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（受付時間 午前9：00～午後9：00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案

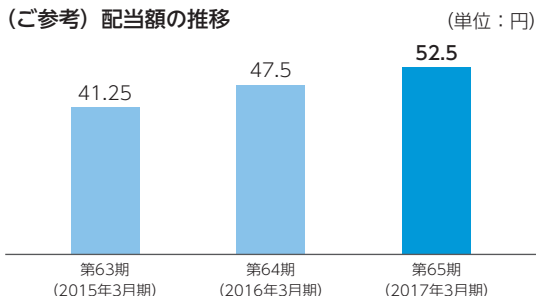
剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、“中期経営計画（2014-2016）Next Stage Plan G”に基づき、中長期的に持続可能な株主還元策の拡充を行うことを推進し、2014年度より2016年度までの3年間の連結総還元性向を平均100%以上とすることを基本方針としております。この方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆さまの日頃からのご支援にお報いするとともに、2014年11月に公表した資本政策に対応するため、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ①配当財産の種類：金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額：当社普通株式1株につき金27円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,843,525,833円となります。
また、これにより中間配当を含めました当期の配当は、1株につき金52円50銭となります。
- ③剰余金の配当が効力を生じる日：2017年6月26日といたしたいと存じます。



(注) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記配当額の推移は、第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、金額を表示しております。

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役5名（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	やすだ しょうすけ 安田 正介 (1950年3月2日生)	2004年 4月 三菱商事株式会社執行役員機能化学品本部長 2008年 4月 同社常務執行役員中部支社長 2012年 4月 同社常務執行役員 2012年 6月 当社取締役 2014年 4月 代表取締役社長 2014年 7月 代表取締役社長兼インテリア事業本部長 2016年 4月 代表取締役 社長執行役員兼インテリア事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) Koroseal Interior Products Holdings, Inc.取締役会会長	55,600株

取締役候補者とした理由

安田正介氏は、2014年の当社代表取締役社長就任後は、自ら中心となり策定した中期経営計画をスタートさせ、強いリーダーシップで事業基盤の整備、事業戦略の再構築、ステークホルダーの評価向上などの経営の改革に取り組み、本中期経営計画定量目標のうち、2016年度連結当期純利益63億円を達成しました。これら経験と実績から引き続き、取締役として適任と判断いたしました。

当事業年度の取締役会出席回数：14回中14回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	ささき しゅうじ 佐々木 修二 (1955年12月31日生)	1979年 3月 当社入社 2012年 2月 岡山店長 2014年 6月 取締役岡山店長 2014年 7月 取締役床材事業部長兼マーケティング部長 2015年 4月 取締役マーケティング担当兼床材事業部長 2016年 4月 取締役 常務執行役員 営業本部長 現在に至る	16,314株

取締役候補者とした理由

佐々木修二氏は、当社において営業、店長、事業部長及びマーケティング部長として幅広い分野で従事し、優れた組織管理・監督能力を備え、当業界及び社内事情に精通しております。これら経験と実績をふまえ、営業本部長として営業戦略の見直し・営業戦略の推進に取り組んでおり、引き続き、取締役として適任と判断いたしました。

当事業年度の取締役会出席回数：14回中13回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	よしかわ やすとも 吉川 恭伴 (1957年10月11日生)	1981年 3月 当社入社 2004年12月 仙台店長 2011年11月 福岡店長 2014年 7月 東京支社長 2015年 6月 取締役東京支社長 2016年 4月 取締役 執行役員 東京支社長 2017年 4月 取締役 執行役員 営業本部副本部長兼 東京支社長 現在に至る	10,000株

取締役候補者とした理由

吉川恭伴氏は、当社において営業での実績と、各店長・支社長を歴任し、直近では東京支社長として営業戦略の推進に取り組み、首都圏での売上の拡大に貢献しました。これら経験と実績から引き続き、取締役として適任と判断いたしました。

当事業年度の取締役会出席回数：14回中14回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	いとう けんじ 伊藤 研治 (1958年11月1日生)	2001年 6月 株式会社豊田自動織機法務部長 2006年 6月 同社安全衛生環境部長 2008年 1月 同社安全健康推進部長 2009年 3月 豊田自動織機健康保険組合（出向）常務理事 2010年 7月 株式会社豊田自動織機監査役室長 2014年 7月 当社経営監査部長 2016年 4月 執行役員 総務・人事担当兼経営監査部長 2016年 6月 取締役 執行役員 総務・人事担当兼経営監査部長 2017年 4月 取締役 執行役員 経営監査・総務・人事・ 情報システム担当兼社長室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社サングリーン監査役 山田照明株式会社監査役 山月堂（上海）装飾有限公司監事 Koroseal Interior Products Holdings, Inc.取締役	2,600株

取締役候補者とした理由

伊藤研治氏は、前職より長期にわたり法務・監査業務などに従事し、豊富な知識と経験を有しており、当社入社後は経営監査部長として、コンプライアンスの推進とコーポレートガバナンス改革に取り組みました。これら経験と実績から引き続き、取締役として適任と判断いたしました。

当事業年度の取締役会出席回数：取締役就任後11回中11回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 新任	かね こ よしあき 金子 義明 (1959年2月4日生)	1982年 4月 当社入社 2014年 7月 壁装事業部長 2016年 4月 執行役員 壁装事業部長 2017年 4月 執行役員 ロジスティクス本部長兼インテリア事業本部副本部長 現在に至る	0株

取締役候補者とした理由

金子義明氏は、当社において主に購買担当として仕入先との関係強化や商品・仕入政策を推進し、直近では壁装事業部長として、新商品・新ブランドの立上げ、品質保証活動の強化、原価低減活動など事業の再構築に貢献しました。これら経験と実績をふまえ、取締役として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2016年4月1日付で執行役員制度を導入しております。
3. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見

監査等委員会は、監査等委員以外の取締役候補者の選任に関し、監査等委員全員が参加している指名報酬諮問委員会における検討を通して、それぞれの候補者が中期経営計画における業績、成果に鑑み当社の企業価値向上を託すにふさわしく、適任であると判断しております。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任 社外 取締役	なす くにひろ 那須 國宏 (1944年6月5日生)	1969年 4月 名古屋弁護士会登録 1975年10月 那須國宏法律事務所開設 1999年 4月 名古屋弁護士会会長 2003年 7月 愛知県人事委員会委員長 2007年 6月 当社監査役 2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	0株

監査等委員候補者とした理由

那須國宏氏は、弁護士として豊富な経験と高い見識を有されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任 社外 取締役	こかど たもつ 古角 保 (1950年11月8日生)	2000年 4月 株式会社東海銀行執行役員 2002年 1月 株式会社U F J 銀行執行役員 2003年 5月 同行常務執行役員 2006年 1月 株式会社三菱東京U F J 銀行常務執行役員 2008年10月 同行専務執行役員 2009年 6月 同行副頭取 2012年 6月 同行常任顧問 2014年 6月 当社取締役 2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員） 株式会社三菱東京U F J 銀行顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京U F J 銀行顧問 東邦瓦斯株式会社社外監査役 株式会社A Tグループ社外取締役 中京テレビ放送株式会社社外取締役	0株

監査等委員候補者とした理由

古角保氏は、都市銀行における経営者としての長年の経験により、経営に関する幅広い見識と豊富な知識を有されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任 社外 取締役	はとり まさとし 羽鳥 正稔 (1946年7月24日生)	2003年 6月 鐘淵化学工業株式会社 (現 株式会社カネカ) 取締役 2005年 6月 同社常務取締役 2006年 6月 同社取締役常務執行役員 2008年 4月 同社取締役専務執行役員 2010年 6月 同社代表取締役副社長 2014年 6月 同社特別顧問 2015年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社カネカ顧問	0株

監査等委員候補者とした理由

羽鳥正稔氏は、上場会社における代表取締役経験者で、会社経営に造詣が深いため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任 社外 取締役	はまだ みちよ 浜田 道代 (1947年11月25日生)	1985年 4月 名古屋大学法学部教授 1999年 4月 名古屋大学大学院法学研究科教授 2008年 4月 名古屋大学法科大学院長 2009年 4月 名古屋大学名誉教授 公正取引委員会委員 2014年 3月 同委員退任 2015年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 首都高速道路株式会社社外監査役 東邦瓦斯株式会社社外監査役 アイシン精機株式会社社外取締役	0株

監査等委員候補者とした理由

浜田道代氏は、会社法学者及び元公正取引委員会委員としての高度な専門知識と高い見識を有されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	たじま たかし 田島 貴志 (1950年10月20日生)	1973年 3月 当社入社 1992年 4月 秘書室長 2010年11月 当社嘱託 2011年 6月 常勤監査役 2015年 6月 取締役（監査等委員） 現在に至る	14,600株

監査等委員候補者とした理由

田島貴志氏は、長く秘書室長として社内業務に精通し、監査役就任後も監査業務において成果をあげたため、社内取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 那須國宏氏、古角保氏、羽鳥正稔氏及び浜田道代氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の独立性について
 各社外取締役候補者は当社が定める以下の社外取締役に関する独立性の要件を充たしております。
 (1) 現在において、次のいずれにも該当しない者
 ①当社の議決権の5%以上を所有する株主またはその業務執行者
 ②当社との取引金額が当社連結売上高の2%以上の取引先及びその子会社の業務執行者
 ③当社の主要借入先（当社グループの借入額が直近事業年度末で当社連結総資産の2%以上の借入先）の業務執行者
 ④当社の会計監査人に所属する公認会計士
 ⑤当社からの取締役報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を当社から得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該法人・団体に所属する者）
 ⑥当社から年間100万円以上の寄付を受けている組織の業務執行者
 ⑦上記1から6の2親等以内の親族
 (2) 直近過去3年間のいずれかの時点において、上記①から⑦のいずれにも該当しない者
 4. 那須國宏氏、古角保氏、羽鳥正稔氏及び浜田道代氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は本総会終了をもって古角保氏は3年、那須國宏氏、羽鳥正稔氏及び浜田道代氏は2年となります。
 5. 当社は、那須國宏氏、古角保氏、羽鳥正稔氏及び浜田道代氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 6. 当社は、那須國宏氏、古角保氏、羽鳥正稔氏、浜田道代氏及び田島貴志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬については、業績向上に対する意欲や士気を向上させ、かつ株主の皆さまとの価値の共有を目指すことを目的に、固定報酬である基本報酬に加えて、前年度の業績に応じて決定する業績連動報酬にて構成しております。また別枠で株主の皆さまの利益を重視した業務執行を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、2015年6月18日開催の第63回定時株主総会において、年額400百万円以内、また取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプション報酬額は、2015年6月18日開催の第63回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記ストック・オプション報酬に代え、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「業務執行取締役」という。）に対して、株主の皆さまと更なる価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、業務執行取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的をふまえ相当と考えられる金額として、現行の基本報酬及び業績連動報酬のための報酬枠とは別枠で、年額120百万円以内といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、業務執行取締役に對するストック・オプションを廃止することとし、今後、業務執行取締役に對するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとします。

第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、業務執行取締役は引き続き5名となります。

業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引

き受ける業務執行取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社の業務執行取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

業務執行取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

業務執行取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限付株式についての譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、業務執行取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、業務執行取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

(4) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点（ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした直後の時点とする）において、上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間をふまえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

本議案が原案どおり可決された場合の取締役に対する報酬は、従来の基本報酬、業績連動報酬及びストック・オプションの3本立ての体系から、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式の3本立てへ変更となります。役位によって異なるものの、65億円程度の連結純利益においては、およそ基本報酬45～57%、業績連動報酬25～27%、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式の当初付与価値が18～29%で構成することとなります。

(注) 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員全員が参加している指名報酬諮問委員会における審議を経て、代表取締役社長執行役員その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの役割と職責、業績及び成果にふさわしい水準となっているか、企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているか等の観点から慎重な検討を行った結果、その報酬等の内容は妥当であると判断しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収支や雇用・所得環境の改善が進むなか、穏やかな回復基調となりました。一方、新興国経済の減速や米国新政権の政策、金融市場の変化の影響等のリスクも存在しており、先行きは依然不透明な状況です。当社事業に関連の深い建設市場においては、政府による各種住宅取得支援策に加え、相続税の税制改正を受けた賃貸住宅の増加により、新設住宅着工戸数は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは“中期経営計画 Next Stage Plan G”の最終年度を迎え、既存事業の拡張と成長戦略の推進を着実に実行してまいりました。海外事業においては、2016年4月、中国に山月堂（上海）装飾有限公司を設立したほか、2016年11月には米国の壁装材企業Koroseal Interior Products Holdings, Inc.の買収を行い、よりグローバルな市場拡大を進めました。さらに、2017年1月、施工体制を担うフェアートン株式会社を子会社化し、商品の有力調達先への出資など、バリューチェーン全体を通じた事業体制の強化を図っています。一方、2016年4月に発表したブランド理念“Joy of Design”では、サンゲツブランドの目的を「デザインするよろこびの提供」と定義しました。2017年2月には、この考えに基づき、新しい壁紙のデザインを広く募集するデザインコンペティション「サンゲツ壁紙デザインアワード」の開催を発表するなど、「デザインするよろこびを提供」するための取り組みを進めています。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,356億4千万円（前年同期比1.2%増）、営業利益75億7千万円（同16.9%減）、経常利益83億6千万円（同11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益65億7千万円（同2.8%増）となりました。

(ご参考) 業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
135,640百万円	7,572百万円	8,368百万円	6,570百万円
前年同期比 1.2 % 増	前年同期比 16.9 % 減	前年同期比 11.6 % 減	前年同期比 2.8 % 増

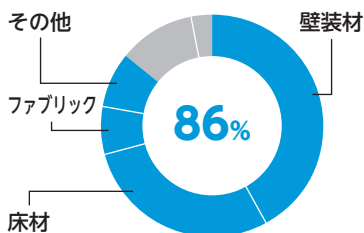
(インテリア事業) 売上高 1,166億5千万円

主要な事業内容

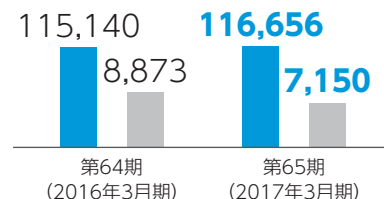
壁装材、床材、ファブリック等、
インテリア商品の販売

(ご参考)

売上高構成比



売上高と営業利益 (単位:百万円)



壁装事業では、特に首都圏で伸長するホテルやオフィス分野の需要に応え、非居住施設向けの不燃認定壁紙を収録した新見本帳「FAITH」を発刊しました。また、リフォーム専任部署と連携した営業活動が奏功し、リフォーム分野での売上が伸長しました。一方、新設住宅着工戸数は賃貸住宅を中心に堅調に推移したものの、戸建て住宅が伸び悩んだことから大きな需要伸長にはつながらず、その結果、壁装材の売上高は563億9千万円（前年同期比0.1%増）となりました。

床材事業では、賃貸住宅市場の活性化により、塩ビ床タイルの好調が続いたほか、インバウンド需要を背景とした宿泊施設のリニューアル市場も引き続き堅調に推移し、特注デザインカーペットの納品が大きく伸長しました。また、医療福祉分野も下期より回復基調へと転換し、非住宅向け長尺シートの売上伸長を下支えしました。その結果、床材の売上高は413億7千万円（同2.3%増）となりました。

ファブリック事業では、医療施設やホテルなど、コントラクト市場向けのカーテン見本帳「コントラクトカーテン」を発刊し、非住宅分野での営業活動を強化しました。各種施設のニーズに幅広く対応する機能とデザインが好評をいただき、順調に推移したほか、5年ぶりに椅子生地総合見本帳「UP」を発刊し、家具メーカーやコントラクト市場での採用活動を強化しました。しかしながら、住宅分野における苦戦が影響し、カーテンと椅子生地をあわせたファブリックの売上高は77億円（同1.0%減）となりました。

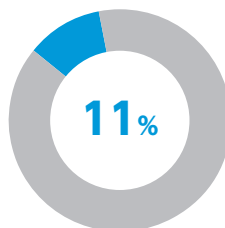
これらの他、施工代などを含むその他の売上111億8千万円（同6.0%増）を加え、インテリア事業における売上高は1,166億5千万円（同1.3%増）、営業利益は71億5千万円（同19.4%減）となりました。

(エクステリア事業) 売上高 147億7千万円

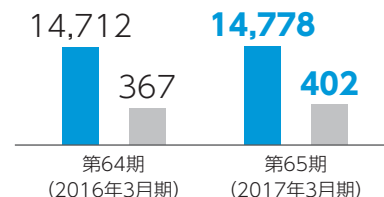
主要な事業内容

門扉、フェンス、カーポート、
テラス等、エクステリア商品の販売

(ご参考)
売上高構成比



売上高と営業利益 (単位:百万円)



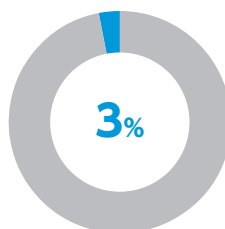
エクステリア事業を担う株式会社サングリーンにおいては、他社との競争が激化するなか、営業管理体制の再構築と施工力強化を実行しました。エクステリア市場では現在、ガーデンルームや人工木デッキといった庭まわりの空間デザインに役立つ製品が成長を牽引しており、同社もニーズに沿って取扱商品を拡充し、売上は順調に推移しています。また、事業所ごとの配送・営業エリアの見直しを行ったほか、インテリア事業とのシナジー効果のある営業体制強化に取り組みました。その結果、エクステリア事業の売上高は147億7千万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は4億円（同9.6%増）となりました。

(照明器具事業) 売上高 42億3千万円

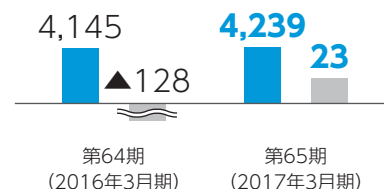
主要な事業内容

照明器具の販売

(ご参考)
売上高構成比



売上高と営業利益 (単位:百万円)



照明器具事業を担う山田照明株式会社においては、省エネ光源としてLED照明の急速な普及が進む一方、汎用価格帯での価格競争が激しさを増す中で、非住宅分野ならびに首都圏市場を重点戦略市場と位置付け、デベロッパーや設計事務所への営業活動に注力しました。その結果、東京オリンピックやインバウンド需要も追い風となり、大型オフィスビルやホテル、商業施設といったコントラクト案件の採用が順調に進みました。さらに、従来から継続しているインテリア事業との連携した営業活動を強化した結果、照明器具事業の売上高は42億3千万円（前年同期比2.3%増）、営業利益は2千万円（前年同期は営業損失1億2千万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、インテリア事業において、仙台・沖縄・金沢の3拠点へ新たにショールームを開設したほか、物流の最適化を目指した物流拠点の新設・統廃合や、基幹システム更改に向けた整備などを中心に、グループ全体では63億9千万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主にKoroseal社買収の資金を確保するため、1億ドルのシンジケートローン並びに20億円の資金調達を行っております。シンジケートローンは為替相場変動リスクと金利変動リスクをヘッジする目的で、固定金利の円建借入金に変換するための通貨スワップ取引を用いています。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、企業収支の改善や、経済対策に伴う公共投資の増加、雇用所得環境の改善傾向により、景気は回復基調を維持する見込みです。一方で、新興国経済の減速や欧米を中心とした経済的変化、地政学的なリスクについては、依然不透明な状況が続くものと予想されます。

建設市場につきましては、非住宅でインバウンド需要やオリンピックを控えたホテル・商業施設の増加が期待されますが、新設住宅着工戸数は、人口減少に伴う減少局面にあることは依然変わらず、原料価格の推移や消費者マインドといった経済動向を引き続き注視していく必要があります。

このような市場環境のもと、当社グループは新しい中期経営計画（2017-2019）「PLG 2019」をスタートさせます。現在の“中期経営計画（2014-2016）Next Stage Plan G”をさらに発展的に進め、サンゲツグループ全体を通じた連結経営の強化を図り、企業価値向上に努めます。また、ステークホルダーからの評価向上を目指す資本政策を着実に実施し、中長期的にはより高いROE水準（8-10%）の達成を目指します。そのための方策は以下の通りです。

1) 成長のための事業戦略

基本方針：内装材事業（企画・調達・物流・販売）の地理的拡大、機能強化

- ①安定的かつ基礎的収益源である日本市場において、バリューチェーンでの機能強化・取組領域の拡大により収益の安定的成長を実現
- ②成長力のある海外市場での活動を強化、地理的な展開を拡大するとともに商品面・機能面での拡充を実行
- ③デザインのグローバル化、製造メーカーのグローバル化に呼応し、グローバルな商品の企画・調達体制を構築
- ④地域での事業を担う関係会社・機能を担う関係会社・専門市場を担う関係会社を統合的に経営し、トータルシナジーを生むための連結経営体制を強化
- ⑤次期中期経営計画を睨み業態の転換の試行を重ねる

2) 人的資源の強化

- ①プロ人材の育成
- ②能力主義の徹底
- ③ダイバーシティの推進
- ④働き方改革
- ⑤健康経営の推進

3) 収益管理体制の強化

- ①販売管理費の削減と管理の徹底
- ②グループ各社へのCCC管理の導入
- ③サンゲツ各事業部・各支社での経営管理指標の明確化と進捗管理

4) ESG/CSR方針

①環境

サンゲツグループの事業全体の環境負荷を把握し、地球温暖化防止や持続可能な資源循環に向けての体制を構築

②社会

- ・グループ各社の多様な従業員の活躍を支援するとともに社会的弱者の就労支援
- ・サプライチェーンにおける社会的責任の推進
- ・社員が主体的となった社会貢献活動の拡大

③ガバナンス

- ・コーポレートガバナンスの透明性の維持と向上、コンプライアンスの徹底

5) 資本政策

①資本効率向上に向けた財務方針

資本市場の状況を鑑みつつ、引き続き自己株式取得と安定的増配を行い1,050～1,000億円への削減を目指す。

②中期経営計画期間中の株主還元政策

- ・3年間トータルの連結総還元性向は100%超とする。
- ・長期安定的な増配の基本方針に基づき、安定的増配を実行する。
- ・株式市場の状況に応じて機動的に自己株式を取得する。

その他の対処すべき課題

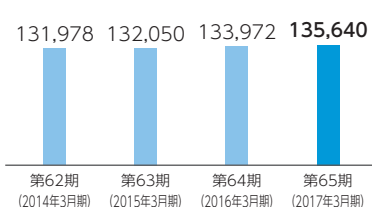
2017年3月13日、公正取引委員会より、壁紙の販売業者らに対して、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。本件は、当社を含めた複数の事業者に対し、壁紙の取引に関連して独占禁止法の疑いがあるとして、2015年5月26日に、同委員会の立ち入り検査を受けていたものです。当該発表においては、当社についても独占禁止法に違反する行為があったと認定されていますが、当社は同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたことから、上記命令のいずれも受けておりません。しかしながら、当社が独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が確認されたことは、当社として誠に遺憾とするところです。当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の整備と役員及び従業員への教育を今まで以上に強化・徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

なお、特定の仕入先からの一部の商品において品質問題が発生しており、お客様相談室を設置の上、当該仕入先と連携しつつ、当該商品の施工先住居、施設等に対する補修対策を継続的に実施してまいります。この補修に係る費用は仕入先によって全額負担されており、当社において損失は計上されておりません。

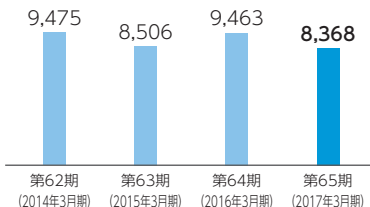
(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(ご参考)

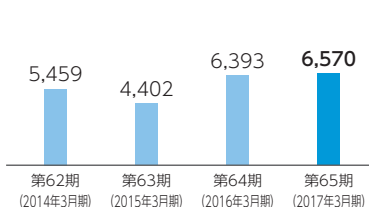
売上高 (単位：百万円)



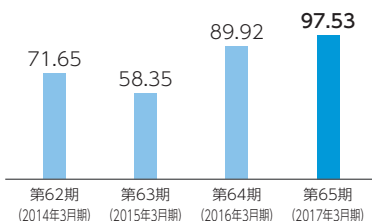
経常利益 (単位：百万円)



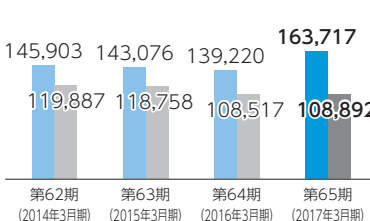
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



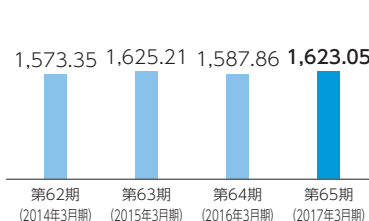
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第62期 (2014年3月期)	第63期 (2015年3月期)	第64期 (2016年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
売上高 (百万円)	131,978	132,050	133,972	135,640
経常利益 (百万円)	9,475	8,506	9,463	8,368
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,459	4,402	6,393	6,570
1株当たり当期純利益 (円)	71.65	58.35	89.92	97.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	89.81	97.40
総資産 (百万円)	145,903	143,076	139,220	163,717
純資産 (百万円)	119,887	118,758	108,517	108,892
1株当たり純資産額 (円)	1,573.35	1,625.21	1,587.86	1,623.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益につきましては、第62期と第63期は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社サングリーン	130百万円	100	エクステリア商品の販売
山田照明株式会社	243百万円	100	照明器具の販売
フェアートン株式会社	35百万円	100	内装仕上及び建装業
Koroseal Interior Products Holdings, Inc.	136,725千米ドル	100	壁紙製品の製造販売
山月堂（上海）装飾有限公司	13,000千人民元	100	壁紙製品の販売
ウェーブロックホールディングス株式会社	2,185百万円	25.3	壁紙製品、合成繊維製網等の製造販売

- (注) 1. ウェーブロックホールディングス株式会社は持分法適用会社であります。当連結会計年度において、当社が自己株式を取得したため、当社の出資比率は22.2%から25.3%へ増加いたしました。
2. 2016年4月26日に中国（上海）において現地法人山月堂（上海）装飾有限公司を設立登記いたしました。
3. Sangetsu USA, Inc.を新規設立し、2016年11月14日に米国のKoroseal Interior Products Holdings, Inc.の株式を取得し、100%子会社といたしました。
4. 2017年1月5日にフェアートン株式会社の株式を取得し、100%子会社といたしました。
5. 2017年4月5日に当社100%出資の子会社で、カーテン専門の販売会社として株式会社サンゲツヴォーヌを設立いたしました。

(7) 主要な事業所 (2017年3月31日現在)

① 当社

本社	名古屋市西区幅下一丁目4番1号
支社	中部支社（名古屋市）、東京支社（品川区）、北関東支社（さいたま市）、関西支社（尼崎市）、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、中国四国支社（岡山県都窪郡）、九州支社（福岡市）
支店・営業所	横浜支店、北陸支店、北東北営業所（盛岡市）、福島営業所、東関東営業所（千葉市）、多摩営業所（立川市）、厚木営業所、前橋営業所、宇都宮営業所、新潟営業所、水戸営業所、長野営業所、岐阜営業所、岡崎営業所、静岡営業所、京都営業所、神戸営業所、東大阪営業所、南大阪営業所（堺市）、広島営業所、四国営業所（高松市）、北九州営業所、熊本営業所、南九州営業所（鹿児島市）、沖縄営業所

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
株式会社サングリーン	愛知県名古屋市	本社・名古屋支店他15支店
山田照明株式会社	東京都千代田区	本社・大阪支社他1支社、名古屋営業所
フェアートン株式会社	大阪府吹田市	本社・東京営業所
Koroseal Interior Products Holdings, Inc.	米国（オハイオ）	本社
山月堂（上海）装飾有限公司	中国（上海）	本社

(8) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
インテリア事業	1,776名	+580名
（内 株式会社サンゲツ）	(1,190)	(△6)
（内 フェアートン株式会社）	(12)	(+12)
（内 Koroseal Interior Products Holdings, Inc.）	(570)	(+570)
（内 山月堂（上海）装飾有限公司）	(4)	(+4)
エクステリア事業	156	+4
照明器具事業	119	△7
合 計	2,051	+577

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,190名	△6名	35.5歳	14.5年

(9) 主要な借入金の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	11,219
株式会社三菱東京UFJ銀行	600
株式会社みずほ銀行	600
株式会社三井住友信託銀行	400
株式会社三井住友銀行	400

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする8社の協調融資によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 **290,000,000株**

② 発行済株式の総数 **68,070,000株**

(注) 1. 2016年6月3日付及び2016年9月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は1,100,000株減少し、68,070,000株となりました。

2. 2017年5月12日開催の取締役会において、2017年5月31日を予定日として自己株式を670,000株消却することを決議いたしました。これにより発行済株式の総数は67,400,000株となる予定であります。

③ 株主数 **4,888名**

④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,978,700	7.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,013,900	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,618,700	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,204,200	3.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,082,700	3.10
株式会社大垣共立銀行	2,064,372	3.07
日 比 祐 市	2,025,154	3.02
日 比 東 三	1,943,492	2.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,765,100	2.63
三 輪 雅 恵	1,710,640	2.55

(注) 持株比率は自己株式 (1,032,697株) を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ.自己株式の取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	取得した期間	取得した株式の数(株)	取得価額の総額
2016年2月4日	2016年4月1日から2016年4月26日	638,900	12億74百万円
2016年7月8日	2016年7月11日から2016年8月30日	500,000	9億39百万円
2017年2月10日 (書面決議)	2017年2月13日から2017年3月31日	139,900	2億69百万円
合 計		1,278,800	24億83百万円

(注) 取得した株式の種類は全て普通株式です。

ロ.自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

取締役会決議日	消却した日	消却した株式の数(株)	自己株式消却額
2016年5月16日	2016年6月3日	600,000	12億7百万円
2016年9月9日	2016年9月30日	500,000	9億82百万円
合 計		1,100,000	21億89百万円

(注) 消却した株式の種類は全て普通株式です。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本新株予約権等の状況において同じ。）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権（有償）		第2回新株予約権（無償）		第3回新株予約権（無償）	
発行決議日	2015年5月12日		2015年6月18日		2016年6月23日	
新株予約権の数	8,197個		296個		267個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり400円		新株予約権1個当たり 177,900円（注）2		新株予約権1個当たり 180,200円（注）2	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,839円		1株当たり1円		1株当たり1円	
権利行使期間	2017年7月1日から 2020年6月16日まで		2015年7月13日から 2045年7月12日まで		2016年7月11日から 2046年7月10日まで	
行使の条件	（注）1		（注）3		（注）3	
取締役の保有状況	保有者数	5名	保有者数	4名	保有者数	5名
	新株予約権の数	490個	新株予約権の数	201個	新株予約権の数	217個
	目的となる株式数	49,000株	目的となる株式数	20,100株	目的となる株式数	21,700株

（注）1. 新株予約権の行使の条件（第1回新株予約権）

- 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する、2017年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、連結当期純利益の額が63億円（以下、「業績目標」という。）を上回っている場合に限って、新株予約権を行使することができる。なお、会計方針の変更等の事情により、業績目標の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。
- 新株予約権者は、2017年3月31日において、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
3. 新株予約権の行使の条件（第2回新株予約権、第3回新株予約権）
 - (1) 新株予約権者は権利行使期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
 - (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態（2017年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	安田 正 介	インテリア事業本部長
取締役 常務執行役員	佐々木 修 二	営業本部長
取締役 執行役員	志 水 濟	ロジスティクス本部長 兼 ロジスティクス部長
取締役 執行役員	吉 川 恭 伴	東京支社長
取締役 執行役員	伊 藤 研 治	総務・人事担当 兼 経営監査部長
取締役（監査等委員）	那 須 國 宏	弁護士
取締役（監査等委員）	古 角 保	株式会社三菱東京UFJ銀行顧問 東邦瓦斯株式会社社外監査役 株式会社A Tグループ社外取締役 中京テレビ放送株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	羽 鳥 正 稔	株式会社カネカ顧問
取締役（監査等委員）	浜 田 道 代	首都高速道路株式会社社外監査役 東邦瓦斯株式会社社外監査役 アイシン精機株式会社社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	田 島 貴 志	

(注) 1. 監査等委員である取締役那須國宏、古角保、羽鳥正稔及び浜田道代の4氏は、社外取締役であります。

2. 社外取締役には、ビジネス、法務、会計、行政などの多様な分野の第一人者から選出し、取締役会全体としての多様性を図っております。
3. 当社は、監査等委員である取締役那須國宏、古角保、羽鳥正稔及び浜田道代の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 当社は、5名の監査等委員のうち、田島貴志氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動をいっそう実効的なものとするためであります。
5. 当社と監査等委員の5氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、2016年2月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年4月1日付で執行役員制度を導入しております。

【ご参考】2017年4月1日付で次の通り取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役員の異動を行いました。

氏名	異動後	異動前
安田正介	代表取締役 社長執行役員 兼 インテリア事業本部長	代表取締役 社長執行役員 兼 インテリア事業本部長
佐々木修二	取締役 常務執行役員 営業本部長	取締役 常務執行役員 営業本部長
志水 清	取締役	取締役 執行役員 ロジスティクス本部長 兼 ロジスティクス部長
吉川恭伴	取締役 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東京支社長	取締役 執行役員 東京支社長
伊藤研治	取締役 執行役員 経営監査・総務・人事・情報システム担当 兼 社長室長	取締役 執行役員 総務・人事担当 兼 経営監査部長
金子義明	執行役員 ロジスティクス本部長 兼 インテリア事業本部 副本部長	執行役員 壁装事業部長
美根陽介	執行役員 ロジスティクス本部 副本部長 兼 ロジスティクス部長	執行役員 中国四国支社長
柴垣太郎	執行役員 法人営業部長	法人営業部長

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	7	177
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (4)	52 (33)
合 計 (うち社外取締役)	12 (4)	230 (33)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2016年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の支給額が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第63回定時株主総会において、年額4億円以内と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として年額1億2千万円以内と決議いただいております。
- 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員全員が参加している指名報酬諮問委員会における審議を経て、代表取締役社長執行役員その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの役割と職責、業績及び成果にふさわしい水準となっているか、企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているか等の観点から慎重な検討を行った結果、その報酬等の内容は妥当であると判断しております。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第63回定時株主総会において、年額8千万円以内とし、業績に連動しない固定報酬である基本報酬のみとすることを決議いただいております。これは監査等委員である取締役の報酬のあり方として相当であると判断しております。
5. 上記報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名 3千9百万円

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	古 角 保	株式会社三菱東京UFJ銀行顧問	同行は当社の株式を保有しておりますが主要株主ではなく、また当社と通常の銀行取引はありますが、特別の利害関係はありません。
		東邦瓦斯株式会社社外監査役	特別の利害関係はありません。
		株式会社ATグループ社外取締役	特別の利害関係はありません。
		中京テレビ放送株式会社社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	羽 鳥 正 稔	株式会社カネカ顧問	特別の利害関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	浜 田 道 代	首都高速道路株式会社社外監査役	特別の利害関係はありません。
		東邦瓦斯株式会社社外監査役	特別の利害関係はありません。
		アイシン精機株式会社社外取締役	特別の利害関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役 (監査等委員)	那 須 國 宏	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地、経験から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	古 角 保	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会12回全てに出席し、主に都市銀行における豊富な企業経営経験から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	羽 鳥 正 稔	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査等委員会12回全てに出席し、主に豊富な企業経営経験から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	浜 田 道 代	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査等委員会12回全てに出席し、主に会社法学者及び元公正取引委員会委員としての専門的見地、経験から適宜発言を行っております。

(注) 上記の他、書面決議による取締役会を1回開催しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2016年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、監査報酬見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。また、会計監査人の監査の継続については、監査等委員会は毎期、会計監査人の監査の相当性を所定の評価基準に従い判断するとともに、会計監査人の在任期間を原則最大10年間とする方針を定めております。この内規に則り、監査等委員会は、必要に応じて不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議

当社の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築に関する基本方針）」は2006年5月11日開催の取締役会で制定し、以降、会社法施行規則の改正や監査等委員会設置会社への移行等に伴い4回の改定を経ております。

取締役会開催日	決議の内容の概要
2015年4月1日	会社法施行規則の改正に伴い、①企業集団としての業務の適正を確保するための体制、②監査を支える体制等に関して改定しました。
2015年7月10日	監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法、会社法施行規則に則り改定を行いました。
2016年3月11日	執行役員制度の導入に先立ち、執行役員制度の導入の目的を追記したほか、所定箇所を改定しました。
2017年4月14日	子会社の管理に主管部責任制を導入したことに伴い、所定箇所を改定しました。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

最新版は、次のとおりです。（下線部分は直近での改定箇所です。）

I 業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・執行役員及び使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「サンゲツグループ企業倫理憲章」及び「サンゲツグループコンプライアンス行動規範」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規定を整備する。
- (2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- (3) コンプライアンス担当取締役・執行役員を任命し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。
- (4) 各部署責任者は、当該各部署で法令、社内規定等の遵守体制を維持向上する責を負う。また、各支社・部署にコンプライアンス活動を推進するコンプライアンス推進者を置く。
- (5) 経営監査部に監査課を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- (6) 経営監査部に内部統制課を設置し、財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制推進活動を行う。
- (7) 使用人等が、コンプライアンス上の問題点について報告できるヘルプラインを設置し、社内受付窓口及び社外法律事務所を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

2. 当社の取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役・執行役員の職務執行に係わる情報は、文書または電磁的媒体に記録し、書類記録類保存規定に従いこれらを保存、管理する。
- (2) 取締役・執行役員の職務執行に係わる上記文書等は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規定」等を制定する。
- (2) 社長を最高責任者とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- (3) リスク担当取締役・執行役員を任命し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- (4) 様々なリスクに対応したリスク管理部会を設置し、各部会責任者を任命する。各リスク管理部会は、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を審議し、責任を持って対応する。

4. 当社の取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の決定・監督機能と、業務執行機能の分離を図り、業務遂行の迅速化と執行責任の明確化を図るため執行役員制度を導入する。
- (2) 定例の取締役会を原則毎月1回開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。
- (3) 取締役会は、定款及び取締役会規則に基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。取締役に委任された重要な業務執行に関しては、業務執行取締役・執行役員等を構成員とする経営会議で審議するものとする。
- (4) 業務執行取締役・執行役員は、「職務分掌規定」「職務権限規定」に基づき業務を担当し執行する。
- (5) 中長期的な視野にたった経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、各年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部門において目標達成に向け具体策を実行する。
- (6) 業務執行取締役・執行役員及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に開催し、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団に関する体制

- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。なお、子会社の管理については、主管部責任制を導入する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」「事業投資リスク管理規定」「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。

また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する規定を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう職務分掌規定等を設け業務を分担し、業務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「サンゲツグループ企業倫理憲章」及び「サンゲツグループコンプライアンス行動規範」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、ヘルプラインとして設置した外部法律事務所窓口へは、子会社使用人等からの通報も可能とする。

II 監査等委員会の職務執行を補助する体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査等委員会を補助するために監査等委員会室を設置し、専任及び兼任の所属員を配置する。

(2) 監査等委員会室の所属員に関する任命・異動・人事評価等は、監査等委員会の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。

(3) 監査等委員会室の所属員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助する。

(4) 監査等委員会室の所属員は、監査等委員会を補助する職務に関して業務執行取締役・執行役員からの指揮命令を受けないものとする。なお、監査等委員会室の兼任所属員は、監査等委員会から指示された事項を最優先して実施する。

2. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員は、取締役会において業務執行取締役から担当する業務の執行状況について定期的に報告を受けるものとする。また、監査等委員は、当社が子会社に派遣する子会社の取締役及び監査役から、毎月子会社の取締役会の状況について報告を受けるものとする。

(2) 社長は、業務執行取締役・執行役員の選解任または辞任並びにその報酬について、監査等委員全員を構成員とする指名報酬諮問委員会に適宜適切に諮問するものとする。

- (3) 業務執行取締役・執行役員は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自らまたは関係部署責任者により、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。
- (4) 監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役・執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。
- (5) 監査等委員会が選定した監査等委員は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- (6) 当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社のヘルプラインを使用しないで、監査等委員会または監査等委員に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

3. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- (2) 監査等委員会は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

4. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、効果的な監査を実施できるよう内部監査部門及び内部統制部門との連携を図る。
- (2) 監査等委員会は、毎年、監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- (3) 監査等委員会は、取締役会またはその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- (4) 監査等委員会は、社長及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

- ・当事業年度、コンプライアンス委員会を4回開催し、年間のコンプライアンスプログラムを策定し、進捗確認、見直し指示、その他コンプライアンス活動を推進してきました。
- ・「コンプライアンス行動規範」をC S R推進の観点から見直し、改定しました。（人権の尊重、差別的取扱いの禁止）
- ・「企業理念」「サンゲツグループ企業倫理憲章・コンプライアンス行動規範」「サンゲツブランド理念」を収録した「Corporate Philosophy Handbook」を制作し、全従業員に配布しました。また、10月の企業倫理月間において、「Corporate Philosophy Handbook」を活用した勉強会を全部署で実施しました。

- ・消費者庁が公表した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の改正をうけ、当社のヘルプライン制度を検証し、「コンプライアンス通報規定」を改定したほか、制度運用の改善を図りました。
- ・壁紙値上カルテル事件に対する公正取引委員会による処分公表（2017年3月13日）後、全支社を対象に「独占禁止法コンプライアンス研修」を実施しました。

（2）リスク管理体制に関する運用状況

- ・リスク管理委員会の下に、営業・与信リスク、物流リスク、商品開発リスク、在庫・仕入リスク、労務管理リスク、災害等リスク、情報セキュリティリスクの7分科会を設置しました。
- ・当事業年度、リスク管理委員会を4回開催し、各分科会で想定したリスクにつき対策を検討してきました。
- ・各リスクのコントロールレベルを掌握し、かつ効果的に管理されている状態を目指して運用しております。
- ・「為替変動・株価変動・金利変動リスクに対する管理方針」「事業投資リスク管理規定（施行は2017年4月1日）」を制定しました。

（3）効率的職務執行体制に関する運用状況

- ・業務遂行の迅速化と執行責任の明確化を図るため、2016年4月1日より執行役員制度を導入するとともに、執行役員を構成員とする「経営会議」を当事業年度11回開催しました。
- ・当事業年度、定時取締役会を12回開催し、臨時取締役会を3回（うち1回は書面決議による）開催しました。
- ・重要な業務執行のうち次のものが、取締役会から代表取締役任に委任されております。
 - ①支社その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ②従業員の採用、給与、賞与に関する基本方針の決定
 - ③年度予算案の承認
- ・中期経営計画Next Stage Plan Gの3年目として、年度予算・会社方針・業務計画の策定を行い、四半期毎に業務進捗を管理してきました。
- ・次期中期経営計画（2017年度～2019年度）の立案策定活動を進めました。

（4）企業集団に関する運用状況

- ・関係会社の管理部署を社長室としていましたが、「事業投資リスク管理規定」の制定、「関係会社管理規定」の見直しとあわせて、2017年4月1日以降、新たに主管部責任制を導入し、関係会社毎に主管部署を定め、サンゲツグループの連結経営強化を図りました。

（5）監査等委員会に関する運用状況

- ・当事業年度、監査等委員会を12回開催しました。

- ・前事業年度より監査等委員等を構成員とする指名報酬諮問委員会を設置し、業務執行取締役の選任・重任及び執行役員の選任、また、その報酬について諮問を行いました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第64期 2016年3月31日現在
資産の部		
流動資産	96,200	88,825
現金及び預金	25,945	29,802
受取手形及び売掛金	40,186	38,461
電子記録債権	8,305	7,113
有価証券	1,800	300
商品及び製品	13,797	10,165
仕掛品	232	146
原材料及び貯蔵品	3,417	1,403
繰延税金資産	1,288	811
その他	1,525	862
貸倒引当金	△300	△239
固定資産	67,517	50,395
有形固定資産	35,103	31,003
建物及び構築物	11,746	8,896
機械装置及び運搬具	1,923	907
土地	19,494	19,354
リース資産	415	4
建設仮勘定	235	1,052
その他	1,288	788
無形固定資産	13,484	1,295
ソフトウェア	2,472	1,277
のれん	10,929	—
リース資産	10	—
その他	73	67
投資その他の資産	18,928	18,095
投資有価証券	11,583	12,489
長期貸付金	0	0
繰延税金資産	2,562	1,180
その他	4,973	4,696
貸倒引当金	△190	△271
資産合計	163,717	139,220

科目	第65期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第64期 2016年3月31日現在
負債の部		
流動負債	32,578	22,716
支払手形及び買掛金	14,741	12,200
電子記録債務	8,169	3,769
短期借入金	489	—
1年内返済予定の長期借入金	500	—
リース債務	157	1
未払法人税等	1,882	1,794
賞与引当金	1,385	1,450
資産除去債務	267	222
その他	4,983	3,277
固定負債	22,247	7,986
長期借入金	12,719	—
リース債務	215	2
役員退職慰労引当金	98	94
退職給付に係る負債	7,683	6,816
資産除去債務	410	447
長期未払金	256	0
その他	864	625
負債合計	54,825	30,702
純資産の部		
株主資本	108,775	108,058
資本金	13,616	13,616
資本剰余金	20,005	20,005
利益剰余金	77,177	76,185
自己株式	△2,023	△1,748
その他の包括利益累計額	29	402
その他有価証券評価差額金	2,000	2,909
繰延ヘッジ損益	30	—
為替換算調整勘定	△256	△237
退職給付に係る調整累計額	△1,745	△2,268
新株予約権	87	55
純資産合計	108,892	108,517
負債純資産合計	163,717	139,220

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	(ご参考) 第64期 2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	135,640	133,972
売上原価	95,535	94,445
売上総利益	40,104	39,527
販売費及び一般管理費	32,532	30,415
営業利益	7,572	9,112
営業外収益	872	454
受取利息及び配当金	206	151
受取保険金	23	15
持分法による投資利益	321	—
その他	320	287
営業外費用	77	103
支払利息	28	0
自己株式取得費用	10	35
資金調達費用	21	—
持分法による投資損失	—	45
その他	17	21
経常利益	8,368	9,463
特別利益	979	21
固定資産売却益	7	11
投資有価証券売却益	863	7
退職給付制度終了益	108	—
その他	0	2
特別損失	112	135
固定資産除売却損	30	125
減損損失	—	3
賃貸借契約損	67	—
その他	14	7
税金等調整前当期純利益	9,234	9,349
法人税、住民税及び事業税	2,984	2,974
法人税等調整額	△321	△18
当期純利益	6,570	6,393
親会社株主に帰属する当期純利益	6,570	6,393

連結株主資本等変動計算書

第65期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2016年4月1日期首残高	13,616	20,005	76,185	△1,748	108,058
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,387		△3,387
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,570		6,570
自己株式の取得				△2,484	△2,484
自己株式の消却			△2,189	2,189	—
新株予約権の行使			△2	19	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	991	△275	716
2017年3月31日期末残高	13,616	20,005	77,177	△2,023	108,775

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2016年4月1日期首残高	2,909	—	△237	△2,268	402	55	108,517
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,387
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,570
自己株式の取得							△2,484
自己株式の消却							—
新株予約権の行使							16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△908	30	△18	522	△373	31	△341
連結会計年度中の変動額合計	△908	30	△18	522	△373	31	374
2017年3月31日期末残高	2,000	30	△256	△1,745	29	87	108,892

(ご参考) 第64期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2015年4月1日期首残高	13,616	20,005	83,033	△1,587	115,067
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,256		△3,256
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,393		6,393
自己株式の取得				△10,144	△10,144
自己株式の消却			△9,984	9,984	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△6,847	△160	△7,008
2016年3月31日期末残高	13,616	20,005	76,185	△1,748	108,058

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その 他 有 価 証 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2015年4月1日期首残高	4,060	—	△368	3,691	—	118,758
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,256
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,393
自己株式の取得						△10,144
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,150	△237	△1,899	△3,288	55	△3,232
連結会計年度中の変動額合計	△1,150	△237	△1,899	△3,288	55	△10,240
2016年3月31日期末残高	2,909	△237	△2,268	402	55	108,517

計算書類 貸借対照表

科目	(単位：百万円)	
	第65期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第64期 2016年3月31日現在
資産の部		
流動資産	82,536	82,210
現金及び預金	23,476	27,961
受取手形	17,224	18,232
電子記録債権	8,171	7,081
売掛金	16,530	16,015
有価証券	1,800	300
商品及び製品	11,086	9,743
仕掛品	107	133
原材料及び貯蔵品	2,123	1,362
前渡金	80	252
繰延税金資産	957	775
その他	1,239	572
貸倒引当金	△261	△221
固定資産	68,741	50,884
有形固定資産	31,743	29,436
建物	10,813	8,456
構築物	309	199
機械及び装置	1,426	871
車両運搬具	54	28
工具、器具及び備品	896	721
土地	18,118	18,118
リース資産	123	1
建設仮勘定	0	1,038
無形固定資産	2,457	1,237
ソフトウェア	2,384	1,170
その他	73	67
投資その他の資産	34,540	20,210
投資有価証券	9,339	10,724
関係会社株式	19,415	4,603
長期貸付金	466	402
繰延税金資産	739	191
保険積立金	2,030	2,178
差入保証金	1,766	1,775
その他	953	580
貸倒引当金	△170	△245
資産合計	151,277	133,094

科目	(単位：百万円)	
	第65期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第64期 2016年3月31日現在
負債の部		
流動負債	24,019	18,254
電子記録債務	6,947	2,536
買掛金	10,147	9,363
1年以内返済予定の長期借入金	500	—
リース債務	28	0
未払金	2,359	1,831
未払法人税等	1,739	1,708
賞与引当金	1,278	1,354
資産除去債務	267	222
その他	751	1,237
固定負債	17,606	4,431
長期借入金	12,719	—
リース債務	105	—
退職給付引当金	3,263	3,371
資産除去債務	410	447
通貨スワップ	181	—
長期未払金	256	0
長期預り金	669	613
負債合計	41,626	22,686
純資産の部		
株主資本	107,591	107,469
資本金	13,616	13,616
資本剰余金	20,005	20,005
資本準備金	20,005	20,005
利益剰余金	75,993	75,595
利益準備金	3,404	3,404
その他利益剰余金	72,589	72,191
別途積立金	60,400	60,400
繰越利益剰余金	12,189	11,791
自己株式	△2,023	△1,748
評価・換算差額等	1,972	2,883
その他有価証券評価差額金	1,941	2,883
繰延ヘッジ損益	30	—
新株予約権	87	55
純資産合計	109,651	110,408
負債純資産合計	151,277	133,094

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	(ご参考) 第64期 2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	116,279	115,140
売上原価	79,503	78,689
売上総利益	36,775	36,451
販売費及び一般管理費	29,641	27,577
営業利益	7,133	8,873
営業外収益	524	724
受取利息及び配当金	201	439
為替差益	4	—
その他	318	285
営業外費用	40	51
支払利息	0	0
自己株式取得費用	10	35
資金調達費用	21	—
為替差損	—	7
その他	8	8
経常利益	7,618	9,546
特別利益	979	11
固定資産売却益	7	11
投資有価証券売却益	863	0
退職給付制度終了益	108	—
その他	0	0
特別損失	105	129
固定資産除売却損	30	125
減損損失	—	3
賃貸借契約損	67	—
その他	6	0
税引前当期純利益	8,492	9,428
法人税、住民税及び事業税	2,830	2,832
法人税等調整額	△314	△12
当期純利益	5,976	6,609

株主資本等変動計算書

第65期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
				別積立金	途	繰越利益剰余金			
2016年4月1日期首残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	11,791	75,595	△1,748	107,469
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,387	△3,387		△3,387
当期純利益						5,976	5,976		5,976
自己株式の取得								△2,484	△2,484
自己株式の消却						△2,189	△2,189	2,189	－
新株予約権の行使						△2	△2	19	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	397	397	△275	122
2017年3月31日期末残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	12,189	75,993	△2,023	107,591

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2016年4月1日期首残高	2,883	－	2,883	55	110,408
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,387
当期純利益					5,976
自己株式の取得					△2,484
自己株式の消却					－
新株予約権の行使					16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△941	30	△910	31	△879
事業年度中の変動額合計	△941	30	△910	31	△757
2017年3月31日期末残高	1,941	30	1,972	87	109,651

(ご参考) 第64期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本								株主資本計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計
					別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計			
2015年4月1日期首残高	13,616	20,005	20,005	3,404	70,400	8,423	82,227	△1,587	114,261	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△3,256	△3,256		△3,256	
別途積立金の取崩					△10,000	10,000	—		—	
当期純利益						6,609	6,609		6,609	
自己株式の取得								△10,144	△10,144	
自己株式の消却						△9,984	△9,984	9,984	—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△10,000	3,368	△6,631	△160	△6,792	
2016年3月31日期末残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	11,791	75,595	△1,748	107,469	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額	債券 評価差額		
2015年4月1日期首残高	4,009		—	118,271
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,256
別途積立金の取崩				—
当期純利益				6,609
自己株式の取得				△10,144
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,126	△1,126	55	△1,070
事業年度中の変動額合計	△1,126	△1,126	55	△7,862
2016年3月31日期末残高	2,883	2,883	55	110,408

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

株式会社サンゲツ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山中 鋭一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西村 智洋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンゲツの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンゲツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

株式会社サンゲツ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山中 鋭一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西村 智洋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンゲツの2016年4月1日から2017年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社、営業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の業務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に関わる件について、当社は公正取引委員会に課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けておりません。しかしながら、独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が確認されたことに鑑み、監査等委員会といたしまして、当社が独占禁止法を含むコンプライアンスの更なる徹底と内部統制システム全般の運用の充実に向け当社グループ全体で取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月12日

株式会社サンゲツ 監査等委員会

監査等委員 那須國宏 ㊟

監査等委員 古角保 ㊟

監査等委員 羽鳥正稔 ㊟

監査等委員 浜田道代 ㊟

常勤監査等委員 田島貴志 ㊟

(注) 監査等委員那須國宏、古角保、羽鳥正稔及び浜田道代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

株式事務についてのご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
剰余金の配当の基準日	期末配当	3月31日
	中間配当	9月30日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社	
	同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)	
公告掲載方法	公告掲載URL http://www.sangetsu.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。	

(ご注意)

1. 株主さまの住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

サンゲツWebサイトのご案内

2017年2月1日より、サンゲツWebサイトをリニューアルしました。

タブレットやスマートフォンからも見やすいレスポンス対応を採用するとともに、理想の空間づくりをサポートする、インテリアのお役立ち情報等のコンテンツを充実させています。IRサイトでは、最新IRニュースや株価情報などさまざまな情報を、タイムリーに発信しています。ぜひご覧ください。

<http://www.sangetsu.co.jp/>

サンゲツ

検索



トップページ



IRサイト

TOPICS

納品事例のご紹介

サンゲツの内装材は、さまざまなニーズに合わせた空間演出のお手伝いをしています。

小学校（名古屋市立）

ぬくもりある、地域の新しい学びの空間に商品を納品

2017年4月、名古屋駅から程近くの近隣学校3校が統合した、新しい小学校の校舎が竣工しました。この小学校とサンゲツ本社は、時折子どもたちの元気な声が聞こえてくるほどのご近所です。サンゲツ発祥の地でもあり、創業家日比賢昭はじめ4人の兄弟も、ここに元々建っていた小学校を卒業しました。

この新しい学び舎に、サンゲツはクロスやカーテン、床材を納品させていただきます。校舎棟廊下には汚れが取れやすく、滑りにくい性能を持つ長尺シート「お掃除簡単ノンスキッド」、コンピューター室や図書室には、帯電防止性能のあるビニル床タイル「OT」をご採用いただきました。どちらも木目デザインをご選定いただき、柔らかにナチュラルな色合いで統一された校舎は、子どもたちの楽しさや夢を包む空間となっています。このように、地元地域の関わり深い学校に納品し、お役に立てたことを、私たちは大変嬉しく感じています。



図書室



廊下

CSR活動のご紹介

“心地よい空間づくり”を通じた社会貢献活動

当社では、児童養護施設を中心とした福祉施設に、当社商材を活用した改装支援を行っています。改装にあたっては、カーテンの吊り替えや施工者のお手伝い、お部屋の用途に合わせた商品選びなど、社員が主体的に参加し、“デザインのよろこび”を感じていただける活動を目指しています。施設の入所者さまからは、「部屋の雰囲気明るくなった」と喜びの声をいただいております。参加した社員にとっては、改めてインテリアによる“心地よい空間づくり”の意義を感じる貴重な経験となっています。サンゲツグループはこれからも、インテリアを通じた社会貢献活動を継続してまいります。



養護施設のリフォーム
アクセントクロスが映える、温かみのある部屋になりました。

「株主さま向け会社説明会およびショールーム見学会」開催のご案内

株主の皆さまに弊社へのご理解を一層深めていただきたく、下記会場にて「株主さま向け会社説明会およびショールーム見学会」を開催いたします。参加をご希望される株主さまは、同封のはがきにてお申し込みください。

- 1 日 時：2017年7月12日（水） 14時～16時
- 2 場 所：東京都港区港南2-16-4
品川グランドセントラルタワー内
 - 会社説明会
3階 ザ・グランドホール
 - ショールーム見学会
4階 サンゲツ品川ショールーム
- 3 内 容：14時～ 会社説明会
(事業説明会・中期経営計画説明会)
代表取締役 社長執行役員 安田正介
15時～ ショールーム見学会
※なお、ささやかながら弊社商品のプレゼント抽選会を予定しております。
16時頃 終了予定
- 4 対 象 者：2017年3月31日現在、弊社株主さま
- 5 参 加 費：無料
※ただし、会場までの往復交通費、駐車場代は各自負担でお願い申し上げます。
- 6 申 込 方 法：
 - 同封のはがきに必要事項をご記入の上、ご返送ください。
 - はがきの返送をもちまして、正式な参加申し込みとさせていただきます。
 - 弊社より折り返しの連絡はいたしませんので、ご了承ください。
- 7 締 切 日：2017年6月19日（月） ※当日消印有効
- 8 お問合わせ先：株式会社サンゲツ 総務部
電話 052-564-3311
8時30分～17時30分（土・日・祝日を除く）

・ご入場は、会場の都合により株主さまに限定させていただきます。

会場のご案内

- 会場
東京都港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー
電話 03-5463-9973
- 交通
JR「品川駅」 港南口より徒歩5分



株主総会会場ご案内図

会場

株式会社サンゲツ 本館 6階ホール
名古屋市西区幅下一丁目4番1号 TEL (052)-564-3311



交通

- 地下鉄：鶴舞線「浅間町」駅下車 2番出口より徒歩約8分
- 市営バス：
 - 名駅12号系統（名古屋駅－浄心町・如意車庫前行き）
「六句町」下車 徒歩約8分
 - 幹名駅1号系統（名古屋駅－上飯田・大曽根行き）
名駅14号系統（名古屋駅－市役所・大曽根行き）
「愛知県図書館」下車 徒歩約8分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

